

貨物自動車運送事業に関する輸送秩序の確立について

1 貨物自動車運送適正化事業実施機関

社会的規制を強化することの一環として、過積載、過労運転等輸送の安全を阻害する行為を防止し、トラック事業の適正化の実効を期するため、民間による自主的な活動を促進することとして、民法上の公益法人が貨物自動車運送適正化事業実施機関として指定され、全国実施機関として（社）全日本トラック協会が、地方実施機関として各都道府県トラック協会が指定されている。

地方実施機関は、地方適正化事業として、①事業所の巡回等を通じて輸送の安全、運行管理、法令等の違反行為に対する注意喚起及び指導を行う巡回指導、②事業者以外の者が運送事業を営む行為の防止のための啓発活動、③荷主懇談会等を通じて輸送秩序の改善についての広報活動、等の事業を行っている。

貨物自動車運送適正化事業については、平成6年3月の「貨物自動車運送適正化事業実施機関の見直しに関する検討委員会」の検討報告により、巡回指導については、平成7年度から指導項目を43項目に整理・統合し、重点指導項目として13項目を指定、その評価に重み付けがされ、特に名義貸し等・過積載・過労防止のいずれかが「否」の場合はより厳しい評価がされることとなった。

2 重点指導項目（13項目）

(1) 事業計画関係等

①名義貸し、事業の貸渡し・②自動車車庫の位置及び収容能力（車両の持ち帰りを含む）・③自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラ利用）

(2) 運行管理関係等

①過労防止関係・②過積載運行・③点呼の実施及び記録状況・④乗務記録の記録及び保存状況・⑤運行記録計による記録及び保存状況

(3) 車両管理関係

①定期点検基準の作成及び点検、整備並びに定期点検整備記録簿等の保存状況

(4) 労働基準法関係

①就業規則の制定及び届出状況・②健康診断の実施及びその記録状況等

(5) 法定福利費

①労災、雇用保険の加入手続き等の状況・②健康保険、厚生年金の加入手続き等の状況